

電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援給付金（3万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（1世帯あたり3万円）は、令和5年度住民税均等割非課税世帯や令和5年1月から令和5年10月の間に家計急変のあった世帯を支援するための給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり 3万円

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和5年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和5年1月～10月の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯（家計急変世帯）

西尾市から確認書等が届きます

内容を確認し、返送してください。
提出期間：令和5年10月31日（火）まで

※未申告者、市外からの転入者がいる世帯は、
申請が必要です。

※基準日時点で住民登録のある市区町村から
確認書又は申請書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

西尾市に申請が必要です

申請期間：令和5年10月31日（火）まで

申請時点で西尾市に住民登録のある場合に申請
してください。

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

(1) **世帯の全ての方が**、令和5年1月1日以前から西尾市にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、西尾市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 内容を確認して、必要事項を記入し**返送してください**。



(2) 世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方、未申告の方がいる場合

- 対象と思われる世帯には、西尾市から、申請のための書類が届きます。
- 届いた書類に必要事項を記入し、添付資料と一緒に返送してください。
- 未申告の方がいる場合、税務署や税務課で申告が必要です。申告の結果、課税となった場合は、給付金の支給対象外となりますので、あらかじめご了承ください。

II 予期せず、令和5年1月から令和5年10月までの収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※1となった世帯（家計急変世帯）

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類※2とともに市役所の窓口へ、直接または郵送で提出してください。

※1 住民税非課税相当とは…

世帯員全員の、それぞれの年収見込額（令和5年1月から10月までの間の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。

（例）市町村民税均等割非課税となる年間給与収入の目安（西尾市の場合）

単身の場合：93万円以下、配偶者扶養の場合：137万8千円以下 など

※2 添付書類

収入が確認できるもの、口座が確認できるもの（通帳の写しなど）、本人確認ができるもの（運転免許証など）

＜注意＞普通退職など、あらかじめ収入減少が明らかである（予期しない収入減少ではない）にもかかわらず申請すると不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、西尾市や西尾警察署、または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

お問い合わせ

西尾市給付金専用コールセンター

7/3（月）から10/31（火）まで

☎0563-65-2470

受付時間 8:30～17:00（閉庁日を除く）

上記以外（閉庁日を除く）は福祉課保護担当へ

☎0563-65-2116 8:30～17:15